

本プログラムを修了して本学法科大学院に入学しようとする者を対象とする 入学者選抜の方法

1. 5年一貫型教育選抜

① 選抜趣旨

5年一貫型教育選抜では、法律科目試験を課さず、書類審査及び面接審査によって、合否判定を行う。

書類審査では、本プログラムの成績、自己推薦書、その他任意に提出された能力等を証明する資料（学位取得、語学試験や各種資格試験の結果、その他志願者の能力を適確に判断するために参考となる資料）を審査する。

面接審査では、本学法科大学院への進学を希望する意欲や動機・学業に取り組む姿勢等を審査する人物審査と、時事問題等を題材に論理的思考力・思考の柔軟性・コミュニケーション能力等を審査する能力審査を行う。

上記の書類審査と面接審査の結果を総合的に評価し、本学法科大学院の既修者コースに対応できる意欲や能力の有無を審査して合否の判定を行う。

② 出願資格

5年一貫型教育選抜の出願資格は、入学試験受験年度3月末日までに本学を卒業し、かつ本プログラムを修了する見込みの者であって、出願時の成績・GPAが3.8以上の者。

③ 募集人員

5年一貫型教育選抜の募集人員は8名とする。

④ 実施年度

5年一貫型教育選抜は、2022年度入学者選抜試験から実施する。

2. 開放型選抜

① 選抜趣旨

開放型選抜では、書類審査、面接審査、法律科目試験によって、合否判定を行う。

書類審査では本プログラムの成績、自己推薦書、その他任意に提出された能力等を証明する資料（学位取得、語学試験や各種資格試験の結果、その他志願者の能力を適確に判断するために参考となる資料）を審査する。開放型選抜においては、書類審査中、とくに学部および本プログラムの成績を重視する。

面接審査では、本学法科大学院への進学を希望する意欲や動機・学業に取り組む姿勢等を審査する人物審査と、時事問題等を題材に論理的思考力・思考の柔軟性・コミュニケーション能力等を審査する能力審査を行う。

法律科目試験は、本学法科大学院の1年次配当の法律基本科目（憲法・行政法・民法・商法〔会社法〕・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法）について、論文式試験を実施し、基本的法的知識及び体系的理解の修得の有無・程度を審査する。

上記の書類審査、面接審査、法律科目試験の結果を総合的に評価し、本学法科大学院の既修者コースに対応できる意欲と能力の有無を審査して合否の判定を行う。とくに、5年一貫型教育選抜の対象者と同水準の学力が備わっているかを、法律科目試験及び学部及び本プログラムの成績の両面から厳格に審査する。

② 出願資格

開放型選抜の出願資格は、入学試験受験年度3月末日までに本学を卒業し、かつ本プログラムを修了する見込みの者とする。なお、開放型選抜には、他大学法学部を卒業し、かつその「法曹コース」を修了する見込みの者も対象とする。

③ 募集人員

開放型選抜の募集人員は5名とする。

④ 実施年度

開放型選抜は、2022年度入学者選抜試験から実施する。